八千代市消費生活センター

令和 3 年度 7 月新規受付相談状況

	当 月 分	前月分	年度累計
苦情	87 件	90 件	369 件
問い合わせ	7件	9件	31 件
要望	0件	0件	0件
計	94 件	99 件	400 件

相談の傾向と被害に遭わないための注意点

7月の新規受付相談件数は 94 件あり、今月もインターネット通販に関連した相談件数が高い水準にあります。

相談内容としては、「身に覚えのない不審な荷物が届いた」というものがありますが、なかには、親族からの贈り物、暑中お見舞いや香典返しなど、事前に送付の連絡をしないのが通例の贈答品だったというケースもありました。大手通販会社の送り状には、基本的に発送者が明記されていないため、自身で注文した覚えのないものは不審に思うようです。前述の大手通販サイトでは、ギフト設定にし、送り先の住所・氏名などを設定、請求先を自分にしてクレジットカードで支払うと「このお届け物はギフトです 贈り主〇〇〇〇」と明記されるシステムです。インターネット通販はとても便利ですが、発送の仕方を間違えてしまうとせっかくの「好意が無になる」こともあります。発送する側がシステムをしっかり把握して注文しましょう。

また、若い世代を中心に、インターネットを介した副業サイトに関する相談も増加しています。インターネットで申し込んだ場合は、副業サイトに限らず自らが選んで申し込んでいるため、クーリングオフ制度の適用はなく、特に支払い後の返金や解約は簡単なことではありません。若い世代の方々はインターネットの操作に慣

れているとは思いますが、決して過信することなく、利用規約をよく読み慎重に判断しましょう。